こどもの意見聴取に関する経緯と背景

【資料３】

1　こどもの意見聴取に関する経緯

1989年：国連「児童の権利に関する条約」採択

→第12条に子どもの意見表明権を明記

児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約」という。）は、児童を守られる対象であるだけでなく、権利の主体であると明確にし、全ての児童がもつ基本的人権を定めている。また、この条約のなかでも特に重要で各条文にまたがるいわゆる４つの原則（差別の禁止、生命・生存の権利、最善の利益、意見表明）の一つとなっている。

第１２条
1　締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2　このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

1994年：日本が「児童の権利に関する条約」を批准

日本が「児童の権利に関する条約」を批准し、158番目の締約国となる。

2022年6月15日：こども基本法成立/2023年4月1日：こども基本法施行

・ 第３条において、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として謳っている。
・ 第１１条では、こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体（以下、「地方自治体」という。）に義務付けている。

第三条（基本理念）
　一・二（略）
　三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
　四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
　五・六（略）

第十一条（こども施策に対するこども等の意見の反映）
　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2023年12月22日：こども大綱　閣議決定

幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後５年程度の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定される。
こども大綱では、　こども・若者が権利の主体であることを明示し、こども施策の基本的な方針の１つとして、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」こととしている。

2　意見反映の意義

「なぜ、意見を聴き、反映することが大事なのか」について、こども大綱、こども家庭庁が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」ではつぎのように述べられている。

意義①

こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

意義②

こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

3　墨田区こども条例

令和５年１０月に作成された「すみだ子ども・子育て応援プログラム」において新たに「こどもまんなんかすみだ」を掲げた区は、こどもの大切な権利を守るとともに、こどもの権利等に関する考え方を区全体で共有することで、地域社会全体でこどもの健やかな成長を支えていくため、令和６年度に「墨田区こども条例」を制定し、令和７年４月１日に施行された。
条例では、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会の確保を基本理念や個別の権利として定めている。

（基本理念）
第３条　（抜粋）
(3)　全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
(4)　全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
（こどもの大切な権利）
第４条　（抜粋）
(5)　意見を表明し、参画する権利
　ア　自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
　イ　地域で行われる活動に参加することや自分から活動を始めることができること。
　ウ　主体的に社会と関わることができるよう、ルールや決まり事の背景や意味について、説明を受けることができること。
（こどもの意見表明と地域社会への参画）
第１３条　区は、こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。
２　区は、様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮を行います。

4　墨田区における取組の例

名称		子育て支援ニーズ調査	児童館意見箱	子どもの学び応援事業	こどもわくわくフェスティバル	児童館ワークショップ	ジュニア・リーダーワークショップ
目的		墨田区こども計画の策定	墨田区こども条例の制定	区政への反映	墨田区こども条例の制定	墨田区こども条例の制定	墨田区こども条例の制定
調査対象	未就学児				○		
	小学生	○	○	○	○	○	
	中学生	○	○	○		○	○
	高校生	○	○			○	○
手法		アンケート	アンケート	アンケート	シール投票、ヒアリング、自由記述	座談会	座談会
規模		小学生：435人 中学生：812人 高校生：239人	182人	約16,500人 （区内小中学生）	R6：1,000人 R7：1,500人	86人	約30人
実施概要		家庭・学校生活や子どもの大切な権利等について、選択肢を提示して質問	自由意見を投函してもらうための意見箱を児童館に設置	子どもへの電子図書カード配布時にアンケートを実施	子どもの大切な権利や遊び場等について、スタンプラリーで意見聴取	遊び場や学び場に求めること、生活における不満等のヒアリング	墨田区が中高生にとってすごしやすくなるために必要なことについて議論